

◎ 健康福祉部（こども局）

1	ワンモアベビー支援	（こども未来課）
<p>● 市の独自施策として、保育園・幼稚園の保育料または副食材料費の多子軽減における兄弟の制限年齢を国基準の「保育園は就学前、幼稚園は小学3年生」から「18歳未満」とし、多子軽減の適用範囲を拡大し、3人目以降の保育園、幼稚園にかかる費用を免除することにより経済的負担を軽減します。</p>		
2	病児・病後児保育	（こども未来課）
<p>● おおはし小児科及び安田小児科内科で実施。</p> <p>対 象 : 乳幼児から小学生まで</p> <p>施 設 : 総合託児施設「アリス」 おおはし小児科 (大足町) 病児・病後児保育施設「ミー」 安田小児科内科 (上川町)</p> <p>日 時 : 月～土 8:30～18:00 (木は前日利用者のみ) (日・祝日、年末年始、盆休み等、休診日は利用不可)</p> <p>料 金 : 1日 2,000円 (生活保護世帯は無料)</p> <p>「病児・病後児送迎事業」 保育園で保育中に体調不良となった園児について、緊急対応できない保護者の要請を受け、病児・病後児保育施設の看護師等が保育園まで送迎し、併設医療機関で受診後、病児・病後児保育を「医療法人安田小児科内科」で実施しています。</p>		
3	一時預かり（一時保育）	（こども未来課）
<p>● おおはし小児科及び安田小児科内科に併設して実施。</p> <p>対 象 : 乳幼児</p> <p>施 設 : 総合託児施設「アリス」 おおはし小児科 (大足町) 一時預かり施設「ミー」 安田小児科内科 (上川町)</p> <p>日 時 : 月～土 8:30～17:00 (日・祝日、年末年始、盆休み等は利用不可)</p> <p>料 金 : 3歳以上 …… 1日 2,000円 半日 1,000円 3歳未満 …… 1日 2,500円 半日 1,250円</p>		

4	保育園の定員増	(こども未来課)
<p>● 松阪市内においても待機児童が発生していることから、山室山保育園、神戸保育園、久保保育園の改築等に対して支援を行い、定員増を図りました。 (令和元年度からの2か年事業)</p> <p>春日保育園 (定員 130人→200人 70人増) 令和2年9月末完成 久保保育園 (定員 180人→220人 40人増) 令和2年3月末完成 神戸保育園 (定員 210人→240人 30人増) 令和2年7月末完成 山室山保育園 (定員 170人→210人 40人増) 令和3年2月末完成</p>		
5	保育園の入園調整基準を明確化	(こども未来課)
<p>● 以前の入園調整は、保育園ごとに希望順で調整をしていたため、本来、保育の必要度が高い方が入園できない状態が起こっていました。</p> <p>その課題解決に向けて保育の必要度を点数化し、保育園ごとの希望順で調整するのではなく、保育の必要度の点数の高い方から順に希望される園に入園していただけるよう基準を作成し、令和元年度入園からその基準により入園調整を行っています。</p> <p>また基準の内容については、市ホームページに掲載をしています。</p> <p>入園調整基準には、「基本点数」、「調整指数」、「優先順位」があります。</p>		
6	保育士の確保 (私立認可保育園支援)	(こども未来課)
<p>● 保育士就職準備金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松阪市に転入し、市内私立保育園 ・市の実施する潜在保育士講習を受講した方が、市内私立保育園 ・保育補助者等として勤務していた人が保育士資格を取得し市内私立保育園 (令和3年度から) <p>に就職した常勤保育士に対して就職準備金として10万円。 その後、1年間勤務時点で10万円</p>		

7

● 保育士勤続報奨金

市内の私立認可保育園に就労した常勤保育士の在職勤務年数に応じ、勤続報奨金を支給します。

勤続	3年で 3万円
	5年で 5万円
	10年で 10万円
	15年で 15万円
	20年で 20万円

8

● その他の保育士確保対策

- ① 保育園が定める賃貸に係る住宅手当に 10,000 円を上限にして補助をします。
(令和 3 年度から)
- ② 保育業務に直接かかわらない保育設備、遊具等の消毒・清掃や給食の配膳・後片付け、寝具の用意等の業務を地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材雇用を支援します。

9

保育士修学支援金 (こども未来課)

- 高等学校に在学しており保育士を目指す学生に対し、修学に必要な資金の貸し付けを行います。

貸付額

月額 5 万円以内×在籍期間 (最長 2 年間・最大 120 万円)

卒業後、市内の保育園等で 3 年間引き続き保育業務に従事した場合は、貸付金の返還免除。

10

潜在保育士研修 (こども未来課)

- 結婚や育児などの都合により、保育の仕事から一旦離れ、現在復職を希望されている方を対象に、潜在保育士復職・就職研修会を実施します。

11

松阪市立幼稚園全園にて「3歳児保育」及び「3歳児の給食」の実施 (こども未来課)

- 平成31年4月から、18園全園にて3歳児保育及び3歳児の給食を実施しています。

12	令和2年4月から認定こども園(保育所型認定こども園)を実施	(こども未来課)
<p>● 飯南地区の「飯南ひまわり保育園」を「飯南ひまわりこども園」に、「飯南たんぽぽ保育園」を「飯南たんぽぽこども園」に、飯高地区の「やまなみ保育園」を「やまなみこども園」として、4月からスタートしました。</p> <p>・対象年齢 保育園籍 0歳児から5歳児(現状の保育園と同様) 幼稚園籍 3歳児から5歳児(認定こども園による新設)</p> <p>・保育時間 保育園籍 午前7時30分から午後6時まで(現状の保育園と同様) 幼稚園籍 午前8時30分から午後2時まで(認定こども園による新設)</p>		
13	公立幼稚園の預かり保育実施園を追加(令和3年度から)	(こども未来課)
<p>● 公立幼稚園の預かり保育は、現在実施している嬉野管内の4園(中川幼、中原幼、豊地幼、豊田幼)に、令和3年度から「鎌田幼」、「伊勢寺幼」、「射和幼」、「松尾幼」、「三雲北幼」、「三雲南幼」の6園を加え、市内10園において実施します。</p> <p>預かり保育とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預かり時間 午後2時から午後4時30分まで。 ・預かり実施日 月から金の平日 夏休み、冬休み期間 ・利用条件 保護者が就労している場合など。 ・保育料 月11日以下の利用 日額 300円 月12日以上の利用 月額 3,500円 <p>※但し、就労時間が月64時間以上の場合は無償となります。</p>		
14	公立保育園の紙おむつの処理を園で実施(令和3年度から)	(こども未来課)
<p>● 公立保育園では、現在保育中の使用済み紙おむつの処理を、保護者が自宅にて処分をしていただいていたましたが、令和3年度からは、各園にて使用済み紙おむつの処理をすることで保護者の負担を軽減します。</p>		

15	公立保育園の給食の主食(ご飯)を全園にて園で炊飯を実施 (令和3年度から)	(こども未来課)
<p>● 公立保育園では、給食時のご飯は各家庭から弁当箱に入れて持参していただいています。(6園は、既に園で炊飯) 令和3年度からは、公立保育園20園全園で給食時のご飯を炊飯し、温かい炊き立てのご飯を提供いたします。</p> <p>・主食代 月額 500 円 ・徴収方法 副食代(おかず代)の 4,500 円と合わせて、口座から引き落とします。</p>		
16	超延長保育の実施(令和3年10月から)	(こども未来課)
<p>● 松阪市立春日保育園において午後9時までの超延長保育を実施します。 開始時期:令和3年10月1日 実施日と時間:月曜日～金曜日(祝日除く) 18時00分から21時00分まで(最大3時間) 利用時間枠: 延長A保育→18:00～19:00(1時間未満) 延長B保育→18:00～20:00(2時間未満) 延長C保育→18:00～21:00(3時間未満) 月額利用料金: 延長A保育→5,000円(2人目以降3,000円) 延長B保育→8,000円(2人目以降4,800円) 延長C保育→11,000円(2人目以降6,600円) 食事代:3歳以上児 1食200円、3歳未満児 1食170円 (ミルクのみの場合はミルク持参) 対象児童:松阪市内保育園・認定こども園で超延長保育利用を希望する児童</p> <p>※各保育園から春日保育園への送迎は保護者またはファミリーサポートセンターの利用が不可欠となる。</p>		

17	小規模保育事業の開始(令和3年10月から)	(こども未来課)
<p>● 0歳から2歳の子どもを対象とした定員最大19人の小規模保育事業を市内1か所で実施します。(令和3年10月開始)</p> <p>保育料 : 市で定めた保育料 保育時間 : 午前7時から午後6時 保育日 : 月曜日から土曜日 (国民の祝日及び休日、12月29日から1月3日を除く)</p> <p>・給食はあります。</p> <p>※0歳から2歳の低年齢児専用であることから、3歳になった次の年度に保育所等に移る必要があります。</p>		
18	松阪市こども家庭総合支援センターの設置	(こども支援課)
<p>● 子どもと家庭及び妊産婦を対象に、相談全般から訪問等による支援や関係機関との連絡調整等を担う拠点として、令和2年1月1日に「松阪市こども家庭総合支援センター」をこども支援課に設置し、今後も関係機関との協働体制を推進します。</p> <p>また、児童虐待防止のため、令和2年4月1日から市職員を県の児童相談所へ派遣しており、さらなる連携を図るとともに専門性の高い人材育成を図っています。</p>		
19	ファミリーサポートセンター利用支援補助金	(こども支援課)
<p>● ファミリーサポートセンター利用に伴う費用の一部を補助し、事業を利用しやすくし、その利用を通じて、子育ての負担軽減につなげます。</p> <p>補助の対象となるのは、ひとり親世帯、ダブルケア世帯、低所得世帯、障がい者(親・子)世帯、多子世帯、多胎児世帯、産後ケア世帯で、補助率は5割です。</p> <p>対 象 : 生後4ヶ月から小学6年生まで</p> <p>【問】まつさかファミリーサポートセンター(日野町)0598-20-8246</p>		

まつさかスク・スク子育てメール相談 (こども支援課)

- 小学校や中学校に通う子どもをお持ちのお母さん・お父さんや、乳幼児を子育て中の方が、育児などに関する困り事・悩みをメール等により気軽に相談できる「まつさかスク・スク子育てメール相談」窓口を開設しています。

また、相談できる手段として、メールのほかにコミュニケーションアプリ「LINE」による相談窓口も設けています。

メールアドレス → jidousoudan@city.matsusaka.mie.jp

LINEのQRコード →



- * 詳しくは、松阪市ホームページの「まつさかスク・スク子育てメール相談」に掲載しています。

発達に関する相談や療育・訓練 (子ども発達総合支援センター「そだちの丘」)

- 心身の発達に心配がある又は障がいのある子ども及びその家族等に、発達の度合いに応じた療育・訓練や発達に関する相談など必要な支援を提供します。

また、令和3年4月1日から「保育所等訪問支援」、「障がい児相談支援」の2事業を追加し、「児童発達支援センター」として機能拡充します。

児童発達支援センターとは、通所児童及び家族に対する支援は継続しつつ、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児や家族への支援及び保育園等施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設です。

定 員 : 児童発達支援 (就学前児童) 40名
(1日あたり) 放課後等デイサービス (就学期児童) 15名

専門職種 : 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、公認心理師
音楽療法士、看護師、保健師、保育士、児童指導員、教員

療育・訓練 : 機能訓練、作業療法訓練、言語訓練、集団訓練や個別対応の療育
発達に関する相談 : 就園・就学に関する相談や心身の発達に応じた子育て相談

【問】子ども発達総合支援センター「そだちの丘」(下村町)0598-30-4411

◎ 健康福祉部

22	こどもの医療費助成	(地域福祉課)																							
<p>● 平成31年4月から、こどもの医療費の医療機関窓口負担の軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 象</th> <th style="text-align: center;">所得の範囲</th> <th style="text-align: center;">窓口自己負担</th> <th style="text-align: center;">助成方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未就学児 (0～6歳のこども)</td> <td>児童扶養手当の 所得制限内</td> <td>窓口自己負担分の 無料化</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">自己負担額は償還 払いによる助成</td> </tr> <tr> <td>未就学児 (0～6歳のこども)</td> <td>児童手当の 所得制限内</td> <td>窓口自己負担分を 最大1,000円まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 平成31年4月から、こどもの医療費助成の対象年齢を、満15歳年度末(中学3年生)から満18歳年度末(高校生世代)まで拡大。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 象</th> <th style="text-align: center;">所得の範囲</th> <th style="text-align: center;">窓口自己負担</th> <th style="text-align: center;">助成方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満15歳年度末 (中学3年生)から 満18歳年度末 (高校生世代)まで</td> <td>児童扶養手当の 所得制限内</td> <td>医療費自己負担分 を助成</td> <td>自己負担額は償還 払いによる助成</td> </tr> <tr> <td>満15歳年度末 (中学3年生)から 満18歳年度末 (高校生世代)まで</td> <td>児童手当の 所得制限内</td> <td>医療費自己負担分 の1/2を助成</td> <td>自己負担額は償還 払いによる助成</td> </tr> </tbody> </table>			対 象	所得の範囲	窓口自己負担	助成方式	未就学児 (0～6歳のこども)	児童扶養手当の 所得制限内	窓口自己負担分の 無料化	自己負担額は償還 払いによる助成	未就学児 (0～6歳のこども)	児童手当の 所得制限内	窓口自己負担分を 最大1,000円まで	対 象	所得の範囲	窓口自己負担	助成方式	満15歳年度末 (中学3年生)から 満18歳年度末 (高校生世代)まで	児童扶養手当の 所得制限内	医療費自己負担分 を助成	自己負担額は償還 払いによる助成	満15歳年度末 (中学3年生)から 満18歳年度末 (高校生世代)まで	児童手当の 所得制限内	医療費自己負担分 の1/2を助成	自己負担額は償還 払いによる助成
対 象	所得の範囲	窓口自己負担	助成方式																						
未就学児 (0～6歳のこども)	児童扶養手当の 所得制限内	窓口自己負担分の 無料化	自己負担額は償還 払いによる助成																						
未就学児 (0～6歳のこども)	児童手当の 所得制限内	窓口自己負担分を 最大1,000円まで																							
対 象	所得の範囲	窓口自己負担	助成方式																						
満15歳年度末 (中学3年生)から 満18歳年度末 (高校生世代)まで	児童扶養手当の 所得制限内	医療費自己負担分 を助成	自己負担額は償還 払いによる助成																						
満15歳年度末 (中学3年生)から 満18歳年度末 (高校生世代)まで	児童手当の 所得制限内	医療費自己負担分 の1/2を助成	自己負担額は償還 払いによる助成																						
23	学習支援事業「学習室」	(地域福祉課)																							
<p>● 生活困窮世帯の子どもたちの学習習慣の定着や基礎学力の向上に対する支援。 自学自習を原則とし、教員OBまたは教員を目指す学生等が基礎学習をサポート。</p> <p>対 象 : 市内在住の小学校6年生～中学校3年生 生活保護受給世帯および就学援助受給世帯</p> <p>日 時 : 土曜日 14:00～16:00 (祝日、年末年始、地域の利用日等を除く)</p> <p>場 所 : 福社会館、嬉野地域振興局</p> <p>参 加 : 無料</p>																									

24	医療的ケア児通学等交通費助成	(障がい福祉課)
<p>● 人工呼吸器、喀痰吸引等を必要とする医療的ケア児が通学している特別支援学校、通所する障害児支援施設、通院する病院等が遠隔地にある場合で、施設等の送迎サービスが利用できない場合に、保護者の送迎に係る交通費を助成する制度です。</p> <p> 《助成額》 1 kmあたり13円を助成。</p> <p> 《助成の開始》 令和3年8月1日施行</p> <p>※医療的ケア児の範囲</p> <p> 児童福祉法により「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」とされており、医師が作成する「医療的ケアに係る判定スコア」に基づき、認定された児童。</p> <p> 《医療的ケアの例》人工呼吸器の管理、気管切開の管理、酸素療法、ネブライザーの管理、経管栄養、導尿、排便管理など</p>		
障害児通所支援		
25	(障がい福祉課) <p>● 未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応するための訓練などを行う児童発達支援や、就学している障がいのある児童に対し、学校授業終了後等に生活能力の向上のための必要な支援を個別支援計画に基づき行う放課後等デイサービスなどの支援を行います。</p>	
障害児福祉手当等		
26	(障がい福祉課) <p>● 重度の障がいのため、常時介護が必要な在宅の障がい児に対して障害児福祉手当(月額14,880円/令和3年度)を支給します。また、精神又は身体に障がいを有する20歳未満の児童を養育している保護者等に特別児童扶養手当(1級52,500円・2級34,970円/令和3年度)などを支給します。</p>	
27	子育て世代包括支援センター	(健康づくり課)
<p>● 妊娠・出産・子育て期の途切れのない支援を行う「松阪版ネウボラ」を推進し、松阪版ネウボラの拠点として健康センターはるる(平成27年度～)と嬉野保健センター(平成30年度～)を、「子育て世代包括支援センター」としています。</p>		

子育てアプリ まつぷり	(健康づくり課)
<p>● 平成30年9月から、スマートフォン等での子育て支援アプリを使って、子どもの成長記録や予防接種のスケジュール管理を行うとともに、市の子育て情報や子育て施設等の情報を発信します。</p> <p>令和3年1月末現在 登録者数 1,800人</p>	
産婦健康診査	(健康づくり課)
<p>● 母子健康手帳発行時に「松阪市産婦健康診査のしおり(産婦健康診査依頼票)」を発行し、委託医療機関への受診を勧めています。また、里帰り出産などによる県外での受診費用を助成します。</p> <p>産後うつ傾向など健診結果から、医療機関から指示があった産婦に対し、保健指導を実施します。</p> <p>助成回数 2回</p>	
29	オンライン母子健康相談 (健康づくり課)
30	<p>● 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、家庭での仕事や生活が長期化しがちなライフスタイルの中で、妊産婦や乳幼児の保護者を対象に悩みや不安を軽減することを目的として、個別のオンライン相談を実施します。</p> <p>開始時期 令和2年11月～</p> <p>方法 まつさか子育てアプリ「まつぷり」に登録 「まつぷり」トップ画面 オンライン健康相談項目から申し込み 予約時間にアクセス (配信場所:健康センターはるる・嬉野保健センター)</p> <p>内容 1回30分まで(平日9～17時) 保健師・管理栄養士・歯科衛生士が対応</p>
31	<p>● 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、家庭での仕事や生活が長期化しがちなライフスタイルの中で、妊婦を対象に健やかな妊娠期を送れるように少人数制オンラインでのプレママ教室を実施します。</p> <p>開催時期 令和2年12月7日・令和3年2月1日の2回開催</p> <p>方法 Web会議システムを使用 (配信場所:健康センターはるる) 松阪市ホームページ教室予約専用フォームから申し込み、開催日にアクセス</p> <p>内容 保健師・管理栄養士の講話・助産師による質疑応答・アドバイス</p>

ふたごちゃん・みつごちゃんサロン

(健康づくり課)

32

- 多胎児を妊娠中または未就学の多胎児を子育て中の保護者を対象に、多胎児家庭の結びつきを通して、多胎児の育児経験者や子育てコンシェルジュによる体験談等交流から、不安の解消につなげます。

令和2年度から新規開催し、参加者からサロンへのニーズも高く、令和3年度は回数を増やします。

【令和2年度】年3回

(7月:9組30名、10月:7組22名、1月:7組21名 参加)

【令和3年度】年6回 開催

33

はるる遊ぼうDAY

(健康づくり課)

- 平成30年度より、「松阪版ネウボラ」の拠点である健康センター「はるる」において、家族で参加できる子育て支援の場として、「はるる遊ぼうDAY」を土曜日に実施し、令和3年度も継続実施します。

そのなかで新たに、こども未来課男性保育士がスタッフに入って実施する乳児期のパパ向けイベント(ママも参加可)を開催します。父親の教室への参加を促し、日々の子育てにおける男性保育士ならではのノウハウを学ぶ機会とします。

【令和2年度】年20回 (土曜日14回、日曜日6回)

【令和3年度】はるる遊ぼうDAY 16回 予定

「パパとあそぼっ！」 2回 予定(はるる遊ぼうDAY同時開催)

(令和3年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため休日診療所が開所する日曜日の開催はなし)

34

フッ化物洗口事業

(健康づくり課)

- 子どものむし歯予防対策を推進するために、フッ化物洗口を幼稚園、保育園の4・5歳児、小学生を対象に段階的に実施し、子どもの歯と口腔の健康づくりを支援します。

【平成24年度からの令和元年度までの実施施設】

保育園 21園 幼稚園 15園 小学校 12校 48施設

【令和2年度】： 保育園 4園 (若草、大津、嬉野、わかすぎ第三)

幼稚園 3園 (西黒部、豊田、大石)

小学校 6校 (第三、山室山、射和、米ノ庄、宮前、香肌)

松阪市一般不妊治療費助成事業

(健康づくり課)

35

- 令和3年度から国の特定不妊治療の支援拡大を受け、特定不妊治療費助成は国支援を中心とし、これまで助成のなかった一般不妊治療のうち保険適用外である人工授精の治療費を助成します。

一般不妊治療のうち人工授精を受けた夫婦に上限 5 万円/年度助成

* 令和3年4月1日以降の方を対象

36

中学3年生のピロリ菌検査

(健康づくり課)

- 平成30年度から、将来胃がんにかからなくなることを目指し、検査に同意した市内に住所を有する中学3年生にピロリ菌検査を実施しています(検査料無料)。

※ 二次検査で陽性となり、除菌治療が必要と判断された、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯は市の助成あり。

37

風しんワクチン接種費用助成

(健康づくり課)

- 令和元年6月から、風しんワクチンを接種した対象の方に対して接種費用の2分の1に相当する額(上限 5,000 円)の助成を行います。

対象

- (1) 妊娠を希望している女性で、風しんの抗体価が低い方
- (2) 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者で、風しんの抗体価が低い方
- (3) 風しんの抗体価が低い妊婦の同居者(妊婦の住所と同一)で、風しんの抗体価が低い方

38

おたふくかぜワクチン接種費用助成

(健康づくり課)

- 令和元年6月から、おたふくかぜワクチンを接種した市内の1歳から就学前の幼児に対して一人1回 2,500 円の助成を行います。

39

特別の理由による任意予防接種費用助成

(健康づくり課)

- 令和2年4月から、骨髄移植手術等の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できない方が、接種したワクチンを任意接種として再接種する場合の接種費用を助成します。

◎ 教育委員会

40	特別支援教育推進事業	(学校支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある児童・生徒の自立と社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力や可能性を伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行います。
41	人権教育ネットワーク推進事業	(学校支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携や地域との連携を深めることで、各園・学校と地域が人権教育の取組を充実させ、児童生徒の人権意識の向上を図ります。
42	外国人児童生徒受入促進事業	(学校支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人児童生徒の在籍が多い2中学校と6小学校をセンター校に、市全体における外国人児童生徒の受入態勢、日本語指導、教科指導の充実を目的とした調査研究を行います。 また、初期適応支援教室「いっぽ」や就学前支援教室「ふたば」を開設し初期日本語指導や学校生活への適応支援を図るとともに、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する母語スタッフを派遣することで、受入体制の充実を図ります。
43	郷土の偉人に学ぶ教育推進事業	(学校支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来の松阪を担う子どもたちが、郷土に誇りと愛着を持ち、未来を切り拓いていくことができるよう「郷土の偉人に学ぶ教育」を実施します。 小学校4年生に本居宣長、5年生に松浦武四郎、6年生に蒲生氏郷と三井高利の冊子を配布し、「郷土の偉人に学ぶ授業」を展開します。
44	学力向上推進事業	(学校支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校と中学校の連携教育を基盤とし、全国学力・学習状況調査結果から見えてきた課題解決に向け、小中学校へ授業力向上アドバイザー、学級経営マイスターを派遣します。 また、児童生徒の課題を早期に把握し、課題解決を図る手立てとして、標準学力調査を実施するとともに、未来を切り拓く学力向上タスクフォースを設置し、具体的な方策の立案等を行います。

45	<p>英語コミュニケーション力向上推進事業 (学校支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちに異文化理解・自文化理解、コミュニケーション能力・自己表現力などを培うグローバル教育を推進します。 小中学校に外国語指導助手(ALT)や小学校英語指導助手(EST)を派遣するとともに、英語コミュニケーション力向上に向けたモデル校を設置し、指導方法等の調査研究を行っています。 また、イングリッシュキャンプを実施し、子どもたちの英語コミュニケーション能力の向上を図ります。
46	<p>特色ある学校づくり推進事業 (学校支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校において、地域住民等の協力を得ながら、体験的な教育活動等を総合的な学習の時間などで展開し、子どもたちの確かな学力や豊かな人間性・社会性を育成します。
47	<p>いじめ等対策事業 (学校支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の悩みやストレス等を早期に発見し、心のケアを行うとともに課題の解消に向けた取り組みを支援するため、専門性を有するハートケア相談員を派遣し、相談体制の充実を図ります。 また、学級満足度尺度調査(Q-U)を実施し、児童生徒の状況や学級集団の把握に活用します。 さらに不登校対策として、不登校児童生徒支援員(NASS)を配置し、減少に努めます。
48	<p>地域の教育力活用推進事業 (学校支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進し、子どもも大人も学び合い、育ち合う体制づくりをします。 また、地域に愛着と誇りを持ち、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てます
49	<p>羽ばたけ子どもたち！チャレンジ応援事業【新規】 (学校支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職員提案制度で最も評価の高かった提案を事業化したもので、令和3年度新規に、積極的な学びや、プロジェクトに積極的に取り組む意欲のある市内在住の小中学生のチャレンジに要する費用を支援します。

50	<p>新たな学びの創造事業 (学校支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GIGA スクール構想に伴い導入した一人1台のタブレット端末を、個別最適な学び協働的な学びに有効活用していきます。Wi-Fi 環境になくても活用できる LTE 方式を活かし、家庭でも活用していきます。
51	<p>放課後児童クラブ活動事業補助金 (生涯学習課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の放課後や長期休業期間中の居場所づくりのための放課後児童クラブの運営を行う保護者に補助金を交付します。 <p>【令和3年度】 40 クラブ (35 校区／36 校区)</p>